



保護者の皆様へ

シンガポール日本人学校事務局

**DEPENDANT'S PASS ディペンダントパス (写) の提出について**

シンガポール移民局の通達により、日本人学校に通う児童・生徒は、就学可能な滞在許可証 (DP, PR, LTVP, Student Pass 等) を保持している必要があります。

編入生は編入学日より2週間以内に滞在許可証 (DEPENDANT'S PASS 等) の写し (裏面の QR コードが読み取れる鮮明なもの) を下欄に貼り付けて、事務局へ必ずご提出ください。

[編入学手続き時 (オンライン願書提出時) にご提出いただいた場合でもお手数ですが、再提出をお願いいたします]

就学可能な滞在許可証がない場合は、学校に通学できませんのでご注意願います。  
(観光ビザにあたる SHORT TERM VISIT PASS/SPECIAL PASS では就学できません)

**締切日 :            年            月            日**

- \* DP を更新され、新しいカードの再発行がない場合でも、必ず学校へコピーを提出してください。
- \* 通学期間中に保護者の EP がキャンセルされた場合は、Student Pass の取得が必須となります。  
EP をキャンセルする前に必ず事務局までご相談願います。
- \* DP, Student Pass 等から PR に切り替えた場合、必ず RE-ENTRY PERMIT を提出してください。

.....き.....り.....と.....り.....

(    ) 小学部 (                    ) キャンパス  
(    ) 中学部  
                  年    組  
学籍番号 : \_\_\_\_\_

FOR OFFICE USE ONLY		
Received Date	Keyed	Checked

表

裏

Pass Expires on :            dd            mm            yyyy  
DP の有効期限 :            日            月            年